

工事における現場環境改善費の積算要領（農業農村整備事業）

1 目的

本要領は、公共事業の円滑な執行を図るべく、地域との連携の下に行う工事の現場環境改善費の算定について、必要な事項を定めることにより、当該工事の適正な積算に資することを目的とする。

2 対象となる現場環境改善費 別表のとおり。

3 適用の範囲

周辺住民の生活環境への配慮および一般住民への建設事業の広報活動、農家との調整、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則として、全ての屋外工事を対象とする。

ただし、施設機械工事（電気通信設備工事、鋼橋架設工事を除く）は対象外とする。なお、建築工事や屋外作業を伴わない場合などで実施が困難または効果が期待できない場合は対象外とすることができる。

ただし、以下の工事は現場環境改善費を計上しない。

- ・災害復旧工事

4 積算方法

（1）基本的な考え方

ア 現場環境改善費に要する費用は、原則として当初設計から計上するものとする。
また、標準的な実施内容を契約図書に明示するものとする。

イ 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。なお、積上げ計上する場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率で計上される額の 50% を上限とする。

ウ 費用が巨額となるため現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるものは、実施内容を設計図書に明示するとともに、その費用を「物価資料」、または見積り等を参考に適切に計上するものとする。

（2）積算方法

ア 算出方法は以下のとおりとする。

算出式

$$K = i \cdot P_i + \alpha$$

K：現場環境改善費（単位：円、1,000 円未満切り捨て）

i：現場環境改善費率（単位：%、少数第 3 位四捨五入 2 位止め）

Pi：対象額（直接工事費「処分費等を除く」＋支給品費＋官貸額）

α：積上げ計上分（単位：円、1,000 円未満切り捨て）

対象額：Pi		現場環境改善費率：i（%）
直接工事費 （処分費等を除く） ＋ 支給品費 ＋ 官貸額	5 億円以下の場合	$i = 504.2 \cdot Pi^{-0.3533}$
	5 億円を超える場合	0.43

イ 率の計上されるものは、別表の実施する内容のうち、原則として、各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係および地域連携）ごとに 1 内容ずつ（ただし、いずれか 1 費目のみ 2 内容）の合計 5 つの内容を基本とした費用である。

また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組合せ、実施費目数および実施内容を変更してもよい。

ウ 積上げ計上分（α）に計上されるものは、現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるものの費用である。

エ 現場環境改善費率は現場環境改善費の各費目を 1 本化した全体での率である。

オ 現場環境改善に関する費用の対象額は 5 億円を限度とする。

5 設計変更について

条件明示（積上げ計上分）がなされているもので、内容に変更が生じた場合は発注者と協議するものとする。

熱中症対策・防寒対策に関する施設および設備について、リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上し、購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。設置期間分の減価償却費については、国税庁が定める「主な減価償却資産の耐用年数表」を参考に算出することとし、設備の種類および規模ならびに設置期間については、受発注者協議の上、決定するものとする。

【別表】

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	用水・電力等の供給設備 緑化・花壇 ライトアップ施設 見学路および椅子の設置 昇降設備の充実 環境負荷の低減
営繕関係	現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 労働者宿舎の快適化 現場休憩所の快適化 健康関連設備および厚生施設の充実等
安全関係	工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 盗難防止対策（警報器等）
地域連携	地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） 完成予想図 工法説明図 工事工程表 デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む） 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 見学所（インフォメーションセンター）の設置および管理運営 パンフレット・工法説明ビデオ 社会貢献

6 対象工事である旨の明示

現場環境改善費を計上のうえ、現場環境改善に取り組む工事の場合は、特記仕様書にその旨を記載するものとする。

付則

この要領は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

この一部改正は、令和 5 年 8 月 1 日以後に積算業務に着手する工事から適用する。

この一部改正は、令和 6 年 8 月 1 日以後に積算業務に着手する工事から適用する。

この一部改正は、令和 7 年 8 月 1 日以後に積算業務に着手する工事から適用する。

別表

土地改良事業等請負工事積算基準

工種区分	工種内容
ほ 場 整 備 工 事	農地の区画整理（道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。）工事
農 用 地 造 成 工 事	農用地造成（道路用排水路施設を併せて行うものを含む。）工事
舗 装 工 事	舗装の新設及び修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事
道 路 改 良 工 事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函（管）渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事
水 路 ト ン ネ ル 工 事	新設・改修（支保工、矢板を再建込する作業）及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は推進工法（作業員が内部で作業する推進工法）による工事及びこれに類する工事を含む。
水 路 工 事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事{サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路（既製品の大型フリューム等）を含む。}でこれと同時に施工される附帯構造物工事
排 水 路 工 事	排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事
河 川 工 事	河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。
管 水 路 工 事	既製管及びこれに類する既製品（既製品のボックスカルバート等）を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事、管更生工事、推進工法（作業員が内部で作業する推進工法）及びこれに類する工事は除く。
管 更 生 工 事	管水路に関する工事にあつて、次に掲げる工事 既設管水路の更生工法工事
畑 かん 施 設 工 事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事

干 拓 工 事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工及び埋立工事（陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。）
海 岸 工 事	海岸工事であって、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門（管）工、河口浚渫、水（閘）門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門（管）工、水（閘）門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事
コンクリート補修工事	コンクリートの補修工事であって、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事、ダム及び橋梁（上部・下部）等の補修を除く。
た め 池 工 事	ため池を主体とする工事であって、次に類するものを行う工事 堤体、洪水吐、取水施設、土砂吐、緊急放流施設及びこれらに類する工事 ただし、ため池附帯構造物（安全施設工事等）に類する工事を主体とする工事は除く。
その他土木工事（１）	コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁（上部・下部）、樋門（管）、頭首工、用排水機場（下部・基礎）、水路橋（上部・下部）、貯水槽及びこれらに類する工事 ただし、橋梁（上部・下部）の補強工事及び既設橋梁の橋梁附属物工の修繕工事は除く。
その他土木工事（２）	他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工事用ポーリング・グラウト、ため池廃止、ため池附帯構造物（安全施設工等）
フ ィ ル ダ ム 工 事	フィルタイプで本体を主体とする工事
コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事（砂防ダムは対象としない。）
電気通信設備工事	
鋼 橋 製 作 架 設 工 事	

滋賀県土地改良工事積算基準

橋 梁 保 全 工 事 （農業農村整備事業）	橋梁（上部工、下部工）に関するすべての保全、補修、補強工事および既設橋梁の橋梁附属物工の修繕工事（塗装、舗装打ち替え等は除く）
---------------------------	---